

四日市市工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第25号

四日市市工事執行規則の一部を改正する規則

四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(前金払)</p> <p>第39条 (略)</p> <p><u>2 受注者等は、前項の規定により前金払を請求した工事（請負によるものに限る。）が、次の各号に掲げる要件を満たした場合は、保証事業会社と当該前払金の保証契約を締結し、その証書を市長に寄託したうえで、当該証書記載の保証金額の範囲内において、既に請求した前金払に追加して請負代金の10分の2以内の額の前金払を前金払請求書により請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 工期の2分の1を経過していること。</u></p> <p><u>(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</u></p> <p><u>(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものである</u></p>	<p>(前金払)</p> <p>第39条 (略)</p>

こと。

3 受注者等は、第1項又は第2項の場合において、工事の内容の変更その他の事由により工期に変更があったときは、直ちに保証事業会社と保証期間変更の保証契約を締結し、その証書を市長に寄託しなければならない。

(特定の違法行為に対する措置)

第43条 受注者等は、請負契約等の入札に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の請求に基づき、違約金として契約金額の10分の2に相当する額を市長に支払わなければならない。工事が完成した場合も同様とする。

(1) 受注者等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者等が構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。）が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者等に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含

2 受注者等は、前項の場合において、工事の内容の変更その他の事由により工期に変更があったときは、直ちに保証事業会社と保証期間変更の保証契約を締結し、その証書を市長に寄託しなければならない。

(特定の違法行為に対する措置)

第43条 受注者等は、請負契約等の入札に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の請求に基づき、違約金として契約金額の10分の2に相当する額を市長に支払わなければならない。工事が完成した場合も同様とする。

(1) 受注者等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者等が構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。）が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者等に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が同法第51条第2項の規定により取り消された場合を含

む。) 。

(2)から(4)まで (略)

(契約の解除)

第44条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)から(6)まで (略)

(7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）又は受託者（受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

ア 受注者等又はその役員等（法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個

む。) 。

(2)から(4)まで (略)

(契約の解除)

第44条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)から(6)まで (略)

人にあつては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。)が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があつた者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 受注者等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 受注者等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 受注者等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第4項に規定する密接な関係を有していると認められるとき。

オ 受注者等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第5項に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者等又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者等の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。

ク 受注者等が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用し、又は再委託したとき。

ケ 受注者等が、市の発注する工事

又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）として使用し、又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に発注者が受注者等に対し又は受注者等を通じて当該契約の解除を求め、受注者等がこれに従わなかったとき。

コ 受注者等が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。

サ 受注者等又は下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に発注者が受注者等に対し又は受注者等を通じて当該契約の解除を求め、受注者等が

これに従わなかったとき。

シ 受注者等が、市の発注する工事
又は委託の契約に関し、暴力団員
等による不当介入を受けたにもか
かわらず、警察への通報若しくは
発注者への報告を怠り、著しく信
頼を損なう行為であると認められ
るとき。

(8) (略)

(7) (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部調達契約課)